

岐阜県公安委員会

岐阜市、山県市、瑞穂市、北方町内における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表の通りである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
上土居・JA常盤支店前	岐阜市上土居891番地先	岐阜県立本巣特別支援学校が委託し有限会社プロスタッフが行う運行する岐阜県立本巣特別支援学校の在籍児童生徒の通学用のスクールバスに限る	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和7年3月24日 関係者全員の合意が完了
大縄場大橋西	岐阜市島田2丁目9番地先			令和7年3月31日 関係者全員の合意が完了
焼橋	山県市伊佐美253番地2先			
穂積北中学校前	瑞穂市生津外宮前町1丁目104番地先			令和7年5月1日 関係者全員の合意が完了
ハイタウン北方(東進)	本巣郡北方町1857番地先			
ハイタウン北方(西進)	本巣郡北方町1857番地先			